813
2

赦帳写

天明七年六月 三分冊ノ一

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

35.11.15

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

赦帳寫

八
九百五十七上

813
48
2

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

天明七未年六月

嫡上手

惇信院様二拾七回 御恩御法事

旦 赦帳 写

東京都立圖書館
舊幕引繼書

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

御赦免帳

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

遠藤

[illegible]

[illegible]

[illegible]

関口品郎右衛門 江口編之為手負
以身子八後牧野大隅守度以藏之為
以作体有之以親父表発後右一件
相拘り其中以後後物之以法度
相背以脱子八中之以身大明元丑年
六月十七与八一件落着之節

以国本於以後完以周身山門下鎖之度
以立合之而三先傍江遠端之 仰身
十七度以敬元年親

一

「和平和泉守藏

泉底山門西首撰林元能化

日 道

一

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

今之八丈海に至海に
此度以赦免願に
仰事候

御遊放
御書道之師

一

「松平和泉守殿」

敬源茂書
敬猪十郎

右之者後西永九子年勞勤門
御師中川一郎之戸者に道中
荷札駄賃怯伐者に後身可納

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

倫申ニ度以織り之為御体ニ上
暨七年八月ニ於以同不憚御
遊放之 仰冊以此度以赦免奉
願以

一

戸田大学度元組与力
河野太左衛

[illegible]

右之者儀組同心之門喧嘩在之
以前之支配同心願御而扱取候冊
天明元七年六月ニ牧野大隅守度

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

年頼ハ

一

「山府伝説之儀」

今枝又市

本書紙組合之者酒粕之上

以編及又編ハ処始末凡海遠之
段取扱ハ有之而天明元丑年六月
七ヶ牧野大隅之度於役完中
御追放ニ 御身ハ此度ハ赦完
年頼ハ

大坂町民年行
元同心
上田新藤

右之者後大坂町年行長祐
對馬守度組与力田中宮左衛
仕並之相成以一件之月宮暦十二年年
青月六日旅以同年異津能電守度
以立答雅以追放之以
仰付以此度
仰殺兄年願以

一

清撰

元瀬[illegible]

馬山撰校

同時紀清寺藏

右之者俄ニ如永七戌年九月十六
日利令之後ニ付物理大濁之度

以藏ニ為以終休之上同年十二月
十五日熱藤ニ以門役之処翌三年
二月九日於熱藤取居之上山地
掃津茂苑之遠江右四ヶ国撰中
付ニ以此度以蔵免之頼ニ

一

元和橋竹川町
表右通店ニ在ル
小地塚捕獲

「柳生之臨藏」

元和四年
伊達拾獲申子

表代於

一

右ニ者大阪ニ於ケ當三年度貸金
[illegible]ニ依ル所ハ如ク水ニ而申年十二月
十二日曲淵甲斐ニ度ル所載ニ而ハ[illegible]
[illegible]ニ翌百年七月十日遠藤[illegible]
[illegible]同月[illegible]於遠藤三ヶ津
[illegible]

一

撰

元芝神明社地四条
橋之命居々花道ト
又七

一

[illegible]

右之者後安永八年七月
雲安之件府牧地方隔年度之
以作体之上翌子年四月廿一日
江戸清返敬記
[illegible]
[illegible]

松平松[illegible]
三郎下矢田村

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一

松平右京亮拙

養壽寺元住持

祥空

右之者後境門囲隙外道之上
矣回村之者海堀ひ後月順ゟ
中外を後難渡ハ一件ニ付松平

伯耆度ハ拙ゟ御仕候之上
天明如之年十二月九日三刀
一宮御座江戸ヲ拂ハ
御外ハ山ニ交リ新宮ニ紅

一

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

一

一

元鯨橋伸町裏町
伊勢店ニ於テ

「柳生ヶ脇」ニ於

年頃ニ
月人母

右ニ者ニ依同宗次ニ中無ニ寄遠ニ
たゞ中ニ如ニ密通ニ於人ニ身至ニ
急恨ニ若獲年次ニ中無ニ其母ニ
次郎無ニ清方ニ其銭取持ニ
家銭道ニ出ニ行ニ山内ニ依ニ身
明和四年九月ニ四関婆ニ居
於ニ後先ニ依ニ体ニ上右無人ニ

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

御書之趣承知

仰付之段承知
仰付之段承知
仰付之段承知

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

右之者後本家大坂住居佐
泉乃吉右衛門一件有大坂之為
百姓伝聖伝後事慶以成り為以作
之上去年六月大坂三江并江戸
以嫌疑 御身ニ此度以赦免
事赦

元年迄等荒寺門門前
家主之右衛門居所
清左衛門

一

「柳生之倍之成」

右之者後以終体之命有之門
上利之義有同所門前一同進下

今頼之先者以姓名、其場所
天明四辰年七月十一日閑甲斐之度
以至今高出生地伝勿筑摩郡
吉岡村兼江戸河岸雑訳　伝聞
此高敬先生頼

元之輔此所
家持
茂八

一

「山村信濃藏

右之者後世子孫者一件之事

牧地大隅当度ハ我ニ為ハ仕体ニ上
天明三卯年十月ハ国事於役先
不ハ弗ニ於　仰付ハ此度ハ赦元
事願ハ

一

元和川宿茂八鹿ニ至
次兵衛

「稲葉丹後ヶ様」

在ニ者後薩刕種ヶ為軍西郡
私住赤丸難私一件ニ付堀田
相撲ヶ度ハ我ニ為ハ吟味ニ上

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

去年七月廿七日
御赦免ニ付
元禄十六年
御赦免ニ逢
御赦免ニ逢
御赦免ニ逢

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

「山村信濃守藏」

青物所
元名主
小松

右之者浅所門持江戸橋廣小路
之浅之丹山村信濃守屋敷ゟ為
天明六巳年六月九日江戸御
出
御外ゟ此度ゟ赦免事願ゟ

一

「柳生之膳正藏」

元年迄等荒寺門前ゟ死事
伊之帝

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

右之者後土納不清負以詐訟之
後月以遠之返答仕候
以智曲剛平獎之度以威之而天明
四辰年七月十日江戸以拂訴
仰付以此度以赦免事願

一

「山村紀濃守様」

後宗山義亦
札差桃花遠元代
安岳湯

右之者後以拂訴第一件不調
法之後有之物理大隔之度以至而

天明二壬寅年七月
仰せ付けられ候処
在の古例を
下総国香取郡
為御年玉
郡村頭
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

同居致しに成り得ず何度深き慶
成る天明二寅年九月十六
而ハ拂法 仰付ハ此ハ敬免ニ
願ハ

一

山村信濃守殿

本宮紀伊守殿
下総生相馬郡和田村
元百姓
又右衛

本ニ有成下総生国村関留切
藩清ニ元法亦少々と打破ハ

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

一

一

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

一

柳生家蔵

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

一

元ノ化事ヲ行
中宮勅ヲ降
中宮勅ヲ帝

「御事ヲ行ニ載」

右ノ者後桜那厄ヶ嶋ニ有ル
先ノ祖ノ墓所ニ至ル給ヘ帝

出石周情ヲ居ス成ニ大宮我若ヲ居
於門ニ家ニ各席ニ進院ニ
給ヘ事ヲ先ニ達ニ病死仕候
世牌相建ヲ給ヘ

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

御赦願帳

二冊之内写

拾壹

天明七年十月 [illegible]

[illegible]

印形

書判

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

巴状

松平右京亮

「柘植長門守屋

「岸付信濃守

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

覺政五七年宵月

増上寺

惇信院様三十三回　御忌　御法事

也　赦帳

写

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

御敕願帳

武冊之内

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

請求記号

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2　　ガラス使用

江谷敬所ニ元之所生ニ

一

[illegible]

吉田衛

右之者後安永五申年中

公儀御道具ニ於矢之川浜地与

不存候ヲ宜ニ折柄右ニ紛矢之

御觸ニ付[illegible]尚人ニ[illegible]一件

牧野大隅[illegible]

[illegible]

[illegible]

元川代官

一

[illegible]

大草太郎[illegible]

右之者後川仔中支配所村之方元之所
上納金之成之時久保田佐渡為度
掛り之向峠陳之之右之金子門負
以後不届之時寛政二戌年二月中旬
旅評定所遠鴻之所 佐竹八丈詰之
ら宣ゆ

御旗本衆
水谷伝濃守度元組
中鴻利見遠悴

中鴻政次郎

一

「出羽古佐当を」

右之者後寛政三亥年六月十二日
白山并之向為御法御裏法御書頭

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

武刀城王鉄加河村
元百姓

一　同勅定を以て　七帝公論

右之者後宮政元百年二月中
之心之所私之商賣致し以後
風俗有之法者右近衛後
服者当家之品出吟味之羽を成事
十月廿五日遠鴻社　結付新鴻之
ら生ル

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

沙先生

松平伊勢守殿元組与力

一

「池田能後守殿」

井部宮兄源

右之者後先生所代官中井清左丈

民代相勤不生之内而為金貸所

利潤致 [illegible]

金五拾千疋沙先生組与力 明田

長兆通当代之組 詔式譲請 [illegible]

書之拾疋出之 [illegible] 池田能後守殿

[illegible] 右始末不届二付

寛政二十年八月十三日遠鴻 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

以上、左京職之者、依違
勘定所之上書、之件
之旨、令申之処、今月六日
午前巳之刻、左京職
之者、依違
勘定所之上書、之件
之旨、令申之処、今月六日
午前巳之刻、左京職

一 「北町奉行所」

右之者、依違
勘定所之上書、之件
之旨、令申之処、今月六日
午前巳之刻、左京職

一 「北町奉行所」

右之者、依違
勘定所之上書、之件
之旨、令申之処、今月六日
午前巳之刻、左京職

元文三午年七月九日 細川宗山

隼人反所生高年を以所法度相当浪人
者長屋に居住所不届に付遠島
云法年八十五歳に云事也

南部川沈七居に居ゑ於生也

一

沈田筋後当を

十五帝

右之者成富舞十度年十五撰所に
つかせに深右衛門に論一件浪田
豊之前当度をもつて自分味之に沈を拂
云法年に於て云大明二寅年

二月中旬之仁門前家臣十太郎ニ辰
巳之始終楊之好多を以隠者辰ニ寄
牧野大隅守殿役方ニ於ニ長捕吟味之
上ニ以捧場訴ニ而在ニ以不届ニ付
同年十二月遠鴻ニ於ニ給ハ八尖鴻ニ

浅草新寺町
元金剛院
志八隆

一
「板倉周防守殿」

右之者後寛政四子年八月板倉
周防守殿ニ而吟味之之御役所

「[illegible]」

[illegible]

[illegible]

[illegible]

新潟に云也

源川當吉所
元名主
[illegible]

一

「池田能後守殿」

右之者波子死事物者四郎与申者
此下ケ金之波ニ付石橋之波存斗中分
難相之波有之天明四辰年中波欠
落在所橋蓋茂左衛門代次郎四郎
与申者方ニ死在此ニ付之好野太陽守殿
仔方ニ云石捕吟味之之天明七未年

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

恨我為救ゆ事矢須命我日を経ゆ白
桐果ゆこ付大田揚麿為ゆ撮りこ向呼味
之之母永六万年十月廿三日遠鴻
ゑ給付新母命後ゑ新鴻ゆ檜ゑ清
後ゑ八尖鴻ゆ之ゆ

芝田所四所月ゑ元年ゑ

一

沈田所後為ゑ

右之者後寛政二戌年三月中嶋寛之
後ゑ付沈田所後為ゆ所ゑりこ向呼味之上
同年九月十八日遠ゑ山ゑ

治年

三尾鴻 江ら出ル

清天寺之跡

根津六郎右衛門組元下書

小馬 寺 安女

一 北田筑後守屋

右之者縁安永六丑年中清〻不仰
合致方有之牧野大隅守屋りこ向
吟味之之同年十月之日之鴻 訴
結付八丈之山江ら出ル

塙武郎ハ捕反順分
越後國荷羽郡晋市村
元百姓

次郎兵衛○

一 評定所一座之

右之者後同順分ハ村ニ之者ニ拾
四人中合組之ニ不容易後預之ニ
不屆ニ付一同闕不ニ申付ニ然ル處ニ
次郎兵衛外武人順ニ役人ニ不留ニ
下ニ中之致策訴ニ一件初廉野河内守殿
至リニ而吟味之之覺政二成年八月
廿五日於評定所遠篤ニ
八丈ニ島ニ江ニ出ニ

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

欠

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

稲葉内播磨守殿領分
高別長棟郡和泉村
元百姓

一 [illegible]

一 當 三
同 惣 七

右之者其後村方ニ猪床ニ交出田畑
其荒ニ難成ニ付感ニ鉄絶被訴持
夜存ニ候其親ニ事故不容易
候ニ存ニ隠ニ鉄絶不持いたし事
ニ候由渕田ニ吹ニ而ニ吟味之
上右姫来不届ニ付寛政四子年
三月二日中遣好訴候付

[illegible]

一 「[illegible]」

右之者河[illegible]四子年二月廿六日
於小石川河狸之[illegible]大小捨祿
之面々[illegible]遠中之[illegible]人[illegible]之[illegible]

[illegible]
幸此命後河之[illegible]辭[illegible]大小捨[illegible]
[illegible]遠中大工[illegible]
[illegible]
之[illegible]之面不屆之[illegible]同年八月
十六日中[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

右之者成者帝地源以仔中子弟所
村之分充之以上納金門員有之
御祈之　佐付以為其後元文代
先祖弟及右之始末以隨石屬之年
中無敵之　佐付以為寶政二成年
二月十八日　給祥堂所　神廟野田為

之中渡以

○
以勘定奉行至之而拙者所礼
不渡以
小田切出作寫

一
「青山下野中藏

武田秩父殿下吉田村
清水為元經村
寂邦

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

一 「所勘定[illegible]」

中村把一[illegible]

右之者後元丈[illegible]代相勤[illegible]
[illegible]預十[illegible]年金川[illegible]一件
天明八申年十月[illegible]久世
丹後[illegible]
[illegible]年六月廿[illegible]日[illegible]

一 「所勘定[illegible]」

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

右之者後村方面經歌之後ニ付地頭
新門前語い為しに一件順和八卯年
十二月中相平對馬守ニ長崎ニ表
吟味之之一件之致所有ニ候不存
不付遠鴻ニ候　信付未ニ年中朋之
辰年二月廿九日年寄姓元矢之ニ申
之退不遠之外海ニ付同年四月
十一日遠鴻御免中遠敷ニ候　信付ニ

一

浅草論行所ニ元子ニ在ニ
[illegible]

一

右之者共成大切
[illegible]
之[illegible]
[illegible]
[illegible]

西御丸

元表火之書

一 松平右京亮

大塚右京亮

右之者後寛政之元年中之前之娘

惠稱尼死後下谷金杉出樂寺之面

此葬於此所謂以此不調法之後有之

松平右京亮無反對之面吟味之之間

年五月中中遊歌之活對

一 「淵川」淵川町之元家在

「淵川後書」

一年之清

右之者後貸金貸私後世致来
以来之和床并貸附金之後之件
寛政二成年三月中沼田藩書
至りこ而吟味之之私床字也之事
利金貸附以後不審之件同年
五月十八日中遣致候
候付以

一 「当物去仕方之
右之者後寛政二成年二月十日夜
清金場店之内喧嘩一件初庫郷河内書
至りこ而吟味之之同年十月廿三日

本帰口兼様上納留致
清金場店之元帰在也
孫次郎

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

813
2

国立国会図書館　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『赦帳写』　請求記号 813-2

ガラス使用